

春日井市食料品等物価高騰対策支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価の高騰により負担が増大する市民の家計を支援するために行う春日井市食料品等物価高騰対策支援事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 市長は、令和8年2月6日現在において市の住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主その他市長が特に必要と認める者（以下「交付対象者」という。）に対し、プリペイドカード（磁気的方法により次条に定める額が記録された代金又は料金の支払に使用することができるカードをいう。以下「カード」という。）を交付する。

(交付するカードの枚数及び記録する額)

第3条 前条の規定により交付するカードの枚数は1世帯当たり1枚とし、カードに記録する額は5,000円とする。

(交付対象者に対するカードの交付の申込み等)

第4条 市長は、交付対象者に対し、カードの交付の申込みを行うものとする。

2 交付対象者は、前項の申込みを受けたとき、市長が別に定める期間内に、当該交付を辞退する旨を市長に申し出ることができる。

3 前項に規定する期間内に辞退の申し出がないときは、交付対象者によるカードの交付を希望する意思表示があったものとみなし、速やかに交付する。

(交付方法)

第5条 カードの交付は、交付対象者の住所（住民基本台帳に記録されている住所をいう。第7条において同じ。）に宛てて郵送することにより行うものとする。ただし、やむを得ない事情により郵送による交付が困難であると認められる場合は、この限りでない。

(代理による受領等)

第6条 交付対象者を代理してカードを受領することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）

(2) 次に掲げる者で、市長が認めるもの

ア 親族その他の平素から交付対象者の身の回りの世話をしている者その他これに準ずる者

イ カードの受領が困難であると認められる交付対象者を代理する者

2 前項の規定により代理人がカードを受領しようとするときは、当該代理人は、市長に代理関係を証する委任状を提出するとともに、交付対象者及び代理人の公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示しなければならない。ただし、親権者が未成年の子に係るカードの受領を代理する場合その他市長が特に認める場合にあっては、委任状の提出を省略することができる。

3 市長は、交付対象者と代理人との間の代理関係が確認できない場合又は代理人が当該代理人本人であることの確認ができない場合は、当該代理人に対するカードの交付を行わないものとする。

（住所変更の申し出等）

第7条 交付対象者は、やむを得ない事情により住所以外の場所（日本国内に限る。）にカードの送付を求める場合は、市長が別に定める期間内に、その旨を市長に申し出なければならない。

（事業に関する周知）

第8条 市長は、事業の実施に当たり、事業の概要、交付対象者の要件、交付の手順その他の事業に関する情報について、市広報紙及び市ホームページへの掲載等により市民に周知するものとする。

（交付対象者がカードを受領しない場合の取扱い）

第9条 市長は、第5条の規定によりカードを発送した後、交付対象者の不在、所在不明等により当該交付対象者がカードを受領せず、当該カードが市へ返送

された場合は、当該交付対象者のカードの受領意思、所在等の確認を行い、確認ができたときは、カードを再発送するものとする。

- 2 前項の規定によりカードを再発送した場合において、交付対象者の不在等によりカードが受領されず、当該カードが再度市に返送されたときは、当該交付対象者がカードの交付を受けることを辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、交付対象者又はその代理人が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付したカード（既にカードを使用している場合は、当該カード及びその使用した額に相当する額）の返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段によりカードの交付を受けたとき。
- (2) 交付対象者の要件に該当しないにもかかわらずカードの交付を受けたとき。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第11条 カード及びカードの交付を受ける権利は、売買し、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、カードの交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月6日から施行し、令和8年10月31日限り、その効力を失う。
- 2 令和8年10月31日以前に交付したカードに係る第10条の規定は、前項の規定にかかわらず、同日後もなおその効力を有する。